

江戸期における葬儀に関する一考察

安部 智美

一、はじめに

「冠婚葬祭」は、ひとの一生の節目を刻む大切な慣行であるが、それが「慣行」であるだけに、全体的に見て記録に乏しい感が少なくない。歴史的にみると、貴族の日記や様々な記録の中には、葬祭に関する詳細な記録を持つものも少なくないが、一般の民衆が関わる大半の冠婚葬祭行事では、記録の少なさによりその研究は、民俗事例などを中心に行われている場合がほとんどである。

この「冠婚葬祭」のうち、人の「葬祭」を記録史料で検証することは、史料の少なさから、困難な問題が少なくない。しかし、人の死とそれをめぐって直面する、家や周辺社会の対応に関する個々の研究の歴史は決して浅くはない。

葬儀に関する研究は、一九四〇年代以降、「不幸音信帳」や、「不祝儀帳」、「法要帳」などという様々な史料を活用し取り上げられてきた。一九七九年『葬送墓制研究集成』の編纂が企画され、全五巻の叢書のなかに、わが国における葬送墓制に関するそれまでの研究成果が集成され、かなりの研究の蓄積があったことを知る事ができる。①

また葬送儀礼の史料を利用した研究としては古くは有賀氏の「不

幸音信帳から見た村の生活」②、「大家族制度を中心として」③、新しくは大藤修氏の『近世農民と家・村・国家』④などがあげられる。また、森田登代子氏は『近世商家の儀礼と贈答』⑤で近世後期の商家の祝儀・不祝儀の史料の検討を行っている。

私は、学部の卒業論文で「法要帳」の集成作業とその内容分析を試み、限られた範囲内であったが、別府大学の博物館に収蔵される諸家の旧蔵文書、大分県立図書館が所蔵する県内からの所収文書などの中から豊前・豊後地域内の葬祭儀礼に関わる史料の探索を試みた。

その結果、葬祭関係資料は、江戸時代中期からみられ始め、末期に向かつて次第に増加し明治時代以降急増することがわかった。このような変化は、社会構造の変質に伴う必然的な条件に原因するものと考えられるが、「冠婚葬祭」という慣行が、慣行として半永久的に固定化しているものという考えに疑問を抱く契機となった。

今回、紙数が限られたレポート内では、その全容を紹介することはできないが、数ある史料の中から比較的 content の濃い大庄屋の葬祭史料から、橋津家の文書を利用し江戸時代末期の農村における上層階級の葬儀について考察する。

二、橋津家について

まず、本節では、対象とする史料が所属する橋津家について概観しておく。

江戸時代を通して、豊前宇佐橋津村の橋津家は、肥前島原藩の飛び地の「豊州御領」（あるいは豊州領）橋津組大庄屋役を務めた家柄である。同地方は正保元年以降二十五年間、豊前竜王・豊後高田地域の公領を預かり地として豊後杵築藩松平氏が支配していたが、寛文九年、譜代大名松平忠房が、丹後国宮津から肥前島原に入封、預かり地は島原藩六万五九〇〇石のうちに編入され、島原領の飛び地となった領域のことである。

島原藩の「豊州御領」飛び地は、宇佐郡の、山蔵組（二十三カ村）、長洲組（九カ村）、橋津組（十七カ村）、豊後国東郡を中心にする高田組（二十六カ村）田染組（二十四カ村）の計五組九十九カ村からなっていた。

豊州領の大庄屋制（郷村制）では、「組」によって基本単位の自然村は村々が人為的にまとめられており、この「組」制度は細川氏時代の「手永制」⑥の名称と組織をほぼ踏襲するものであった。

橋津組大庄屋橋津家には、近世末期の文化期以降の大庄屋の公用日記をはじめ各種の村方文書が残されており、幕末期の島原藩の村方の動向を知るよい史料となっている⑦。

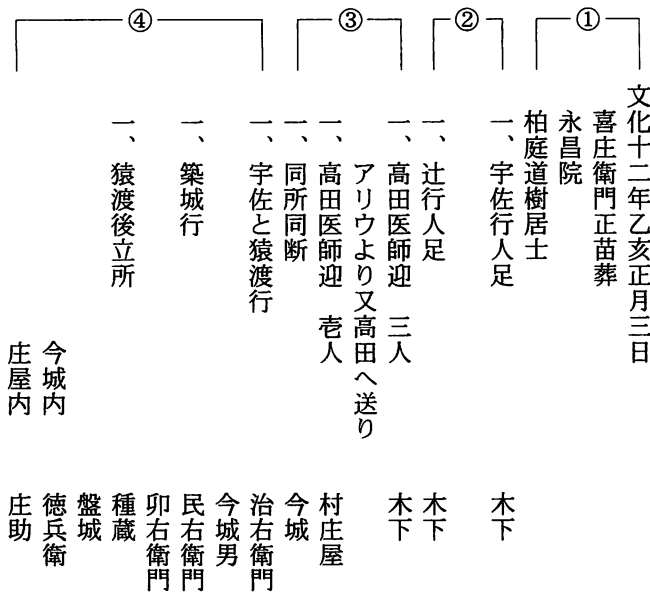
同家文書中には、文化十二年の正月三日の喜左衛門正苗⑧の葬式から、初七日、初盆や喜左衛門の妻お照の死亡、安政三年六月三十日の喜左衛門の息子である金十郎正興⑨の葬儀・埋葬に際するまでの一切記録を同綴する一冊の「法要帳」（表紙を欠き、仮題）が所収されている⑩。今回は喜左衛門正苗の危篤から葬式・葬式の際の到来物についてみていく。

二 正苗葬儀

正苗葬儀の一件に関する記事は、(一)前段部分（危篤・死亡・死亡通知）、(二)配役部分（葬儀諸準備・役割分担・野辺送り）、(三)到来物部分に分けることができる。

(一) 前段部分

前段部分は細かく更に四段に分けることができ、その詳細は次の通りである。



①段は亡者の死亡日付・名前・戒名の見出しに当る。つまり橋津喜左衛門は文化十二年乙亥正月三日に亡くなり、その際の戒名は永昌院柏庭道樹居士とされた。

②段部分からは、喜左衛門の危篤に際し、親類や縁者に知らせる為に使いを送っていることがわかる。③段部分で「医師迎え」を送っていることや、使いのものを一人で宇佐や辻に向かわせたことよりこの時点では喜左衛門は危篤中ながら生存中であつたと推測できる。

③段の部分は高田町に居住する医者⑩を橋津村へ呼び寄せるために三人の「医者迎え」の使者が送られた。この三名の役割としては二名が医者に乗せる籠を前後で担ぐもの、一名が医者の鞆持や道案内を行ったと考えられる。

この三名の「医師迎え」が立った後、喜左衛門は医者の到来前に死去したため、医者の不必要を知らせるために、更に今城より断りの使者が送られた。

最後に④段目では、主要な親族に死亡を知らせるため、四組の使者が発せられたことを示している。⑫

各場所に死亡知らせの使者が二人ずつで向かったのは、一般的な慣行であり危篤や死亡通知の知らせは「ひとりで行くと死者がともを引く」とされ嫌がられたため、二人で知らせに行き忌みの力に對抗したと推測できる。⑬

(二) 配役部分

次に葬式の役割・野辺送りについてみていきたい。配役部分・野

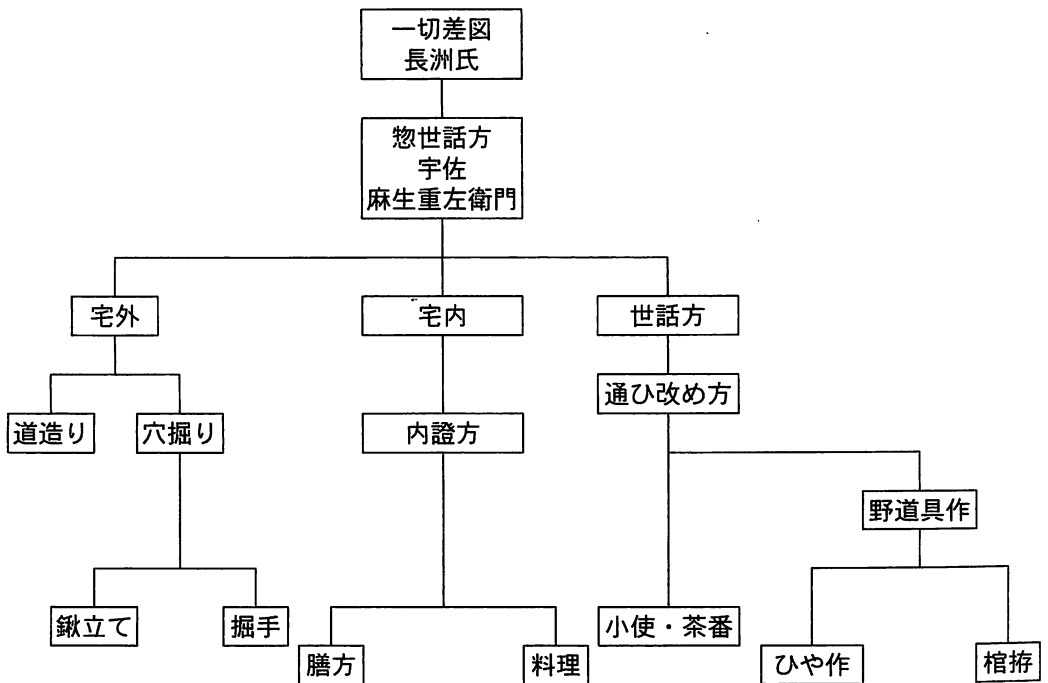
辺送りについては文書を元にして作成した表や図を参考に説明する。

役割	氏名・人数	役割	氏名・人数
一切指図	長洲氏	惣世話	宇佐重左衛門 他 3名
総世話	宇佐重左衛門 他 3名	内証方	数右衛門 他 1名
池ほり	今城徳兵衛 他 4名	料理	信四郎 他 2名
道造り	時右衛門下男 他 4名	膳方	油や源蔵 他 6名
ひや	儀兵衛 他 10名	[世話方]	(内女性3名)
棺拵	円治 他 9名	通ひ改方	宋右衛門
ひ屋	村方(但 数右衛門世話方)	小使	徳右衛門 他 2名
穴掘		茶番	政平
鉾立	牧右衛門	[火鉢・煙草盆]	
掘手	栄蔵 他 4名	給士	源治 他 2名
		庭走り	木下男 他 1名

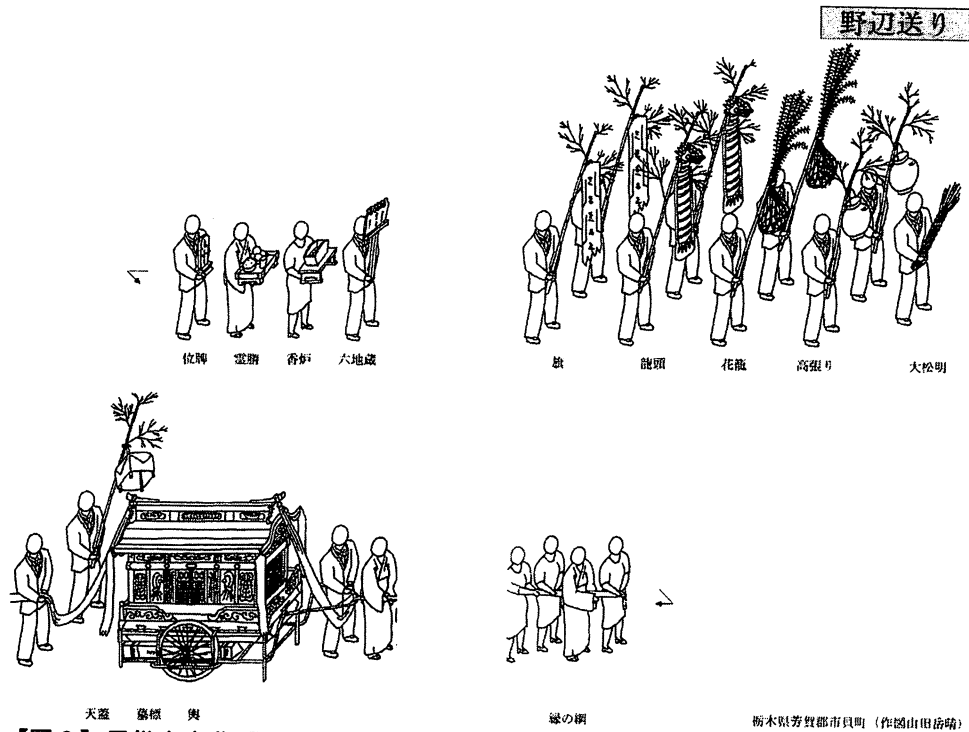
【表①】葬式役割一覧表

野辺送道具	氏名・人数	野辺送道具	氏名・人数
棺前後	重左衛門 他9名	花	治太郎 他1名
御追羽	おとく	盛物	長左衛門 他1名
花籠	勝蔵 他1名	籠辰	乙吉 他3名
天蓋	源七	中間	柳蔵
位牌	久作	打追	忠助
元台	幸右衛門	墓所	光吉 他1名
ゆり持	順吉 他1名	寺御供	浅吉
釣灯	甚蔵 他1名	立傘	作右衛
狭箱		沓持	

【表②】野辺送り一覧



【図1】葬式指揮系統と役割



【図2】民俗小事典「死と葬送」新谷尚紀他編 付録より〔野辺送り〕⑭

葬式を行うにあたっての役割分担には、全体を取りまとめる「一切指図」つまり総指揮役には同藩長洲組の大庄屋長洲氏があたった。一切指図の下には惣世話がありこれには、橋津氏と親戚で、宇佐神領代官を勤める麻生重左衛門や日常的に親交のある日足村庄屋佐藤弥十郎の弟の睦藏など4名がこれにあたった。

宅外での作業の「池ほり」には今城の徳兵衛の他四名が任された。この池掘りという作業が、的確にどのような作業であったかは明らかではない。しかし一般的に墓穴掘りのことを「いけ掘り」と呼ぶ地域もあるため墓穴掘を指すものという推測はできる。

次に道造りであるが、この作業は平素使うことの少ない墓地までの道をもくの人や棺列が通行するために墓場道の整備を急いで行うもので、時右衛門をはじめとする四名がこれに当てられた。また与右衛門は土運びや重労働に利用するためか、作業に馬を引いて参加している。

墓地における穴掘には、5名が掘り手になり、一人が鍬立（くわたて）という役を務め、墓所での埋葬位置は先に亡くなった人物の埋葬に関わった人物が立会い、鍬立てを行った。

宅内では内證方・膳方・通ひ改め方・小使・茶番・給士・庭走り・棺拵（かんこしらえ）などの役割が決められている。

配役としては惣世話の下に内證方があり、これには同村組頭の数右衛門他一名が担当、信四郎他四名が料理を担当した。

また、膳方は世話方を油屋の源藏がとめ他男三名、女三名が加わった。

この女性達は「栄左衛門母」などと朱書されていることからこの様な儀式に経験の豊富な女性が加わり担当したと推測ができる。

また葬式などの大規模な儀式の際には、食品・物品などの買い物が必要となるため「通」が臨時に作成され、正苗の葬式には古屋敷の宗左衛門が「通い改め」を担当した。

さらに役割の中には棺拵があり、これには桶屋が含まれており当時の棺が桶棺であったことが想像される。

続けて葬送に関する棺の前後に付き添う人物の名を列記し、葬列に伴う持ち物の分担者を記している。野辺送りは死者を墓地や火葬場へ運ぶこと、またはその葬列を指す用語である。野辺送りの葬具については修派によって若干の違いがある⑮。

(三) 到来物部分

最後に到来物であるが、正苗の葬式に際し「到来物」として記された参列者の総数は百一名を数えたが、帳面に記されていたものがすべてと考えることはできない⑯。

一般に香典の贈与はいつたん帳場に渡され帳面に記入される。しかし仲間内や親戚の弔問も手伝いの合間に正式な挨拶は行いが、穀物や野菜などは入用のものであるため正式な挨拶はせずに融通をすることもあれば、公式の挨拶の場では差し出すことをせず、帳場を経ずに裏口へもって行かれてしまうため、帳面に記入されるとは限らなかった。また、こうした到来物は相互扶助関係であるから他村や仲間外の弔問客の持参した物以外はきっちりとして記さなかった可能性も考えられる⑰。このように到来物は完璧な記録であったとは言

い難いが、そこから以下の点を指摘することができる。

「仏前」には金銭や物品を供える慣行が多く、特に「齋米」は不可欠な供奉品であった。

到来物は齋米や香典がほとんどであったが、他に線香・野菜・海草・加工食品なども確認することができる。詳しく見ると左表の通りである。

齋米の総数は八十二件で米の量一升の例が六十五件、二升が十二件、三升が一件、不明のものが四件であった。このことから齋米は一升が慣行の数量であったことが考えられる。

現代の葬式には欠かせない線香は、十一例と思いのほか少なく、ローソクも一例しかなかったが、香や吊香などといったものが確認できる。

内容	件数	内容	件数
野菜		加工食品	
里いも	1件	こんにゃく	1件
山芋	1件	糍	1件
人参	1件	ふ	3件
ふき	1件	豆腐	5件
菜	1件	海産物	
水菜	2件	干物	1件
牛蒡	3件	ひじき	1件
京菜	4件	切こんぶ	1件
		その他	
齋米		ろうそく	1件
1升	65件	香	1件
2升	12件	吊香	2件
3升	1件	線香	11件
不明	4件		

【表③】 到来物内容・件数表

この外、野菜では水菜や京菜などの菜類が七例、牛蒡が三例、山いも・里いも・人参・ふき等が各一例。加工品としては豆腐が五例・ふが三例、こんにやく・糰が一例。海産物は干物・ひじき・切こんにぶがそれぞれ一例確認できる。

このように到来物には食品物が多い理由としては二つのことが考えられる。第一は、死者に食物を供奉する觀念に沿い人々が到来物として食品を送ったということ。第二は葬儀は祭りや結婚、出産などのように予期された行事とちがい、多くは突然のことであり、また入費も予想することができないため、仲間の相互扶助が必要不可欠ということ。つまり葬儀の際に必要なとされる多量に消費される食料など物品を扶助するためであったということである。⑩

到来物は齋米と香典、野菜と齋米、齋米と香典と物品、などというように齋米ならびに香典を他のものと組みあわせる事例が多いことがわかった。この行為の理由は後の研究で明らかにしたいと思う。香典は、正貨や銀札が「銀」や「札」などとして記入されていた。納められた香典の総額は、百四十九匁九分で、銀は一匁から十匁となり、また香典には「キ札」や「中札」と記されているものがあった。これは藩札のことであり、「キ札」は「杵築藩札」、「中札」は「中津藩札」という意味で用いられていたと考えられている。

江戸時代、各藩は藩札を発行したがこの札は原則として「本藩」のみの流通が許され、また他地方の札の使用は厳禁されていたが、豊州御領においても、他藩札の使用が禁止され「正金遣い」が強制されていたが、隣接する杵築藩・中津藩の藩札が日常的に通用して

いたようである⑩。

「キ札」は二十六件のうち、一匁六件・一匁五分三件・二匁・四匁・五匁は二件・二匁五分が一番多く七例、一匁三分・二匁・三匁五分・不明が一件ずつ確認された。

「中札」は「キ札」より件数が少なく四件で、一匁が二件・二匁・二匁五分が一件ずつ確認された。また喜左衛門の到来物には見られなかったが到来物の中には日出札や小倉札なども確認することができた。

香典	件数	香典(名記するもの)	件数	
銀	1 匁	キ札	1 匁	6 件
	2 匁		1 匁 3 分	1 件
	2 匁 8 分		1 匁 5 分	3 件
	3 匁		2 匁	2 件
	4 匁 3 分		2 匁 5 分	7 件
	5 匁		3 匁	1 件
	5 匁 6 分		3 匁 5 分	1 件
	不明		4 匁	2 件
			5 匁	2 件
	不明	1 件	1 件	
札	1 匁	中札	1 匁	2 件
	1 匁 5 分		2 匁	1 件
	4 匁		2 匁 5 分	1 件
	5 匁			
	1 0 匁			

【表④】 香典金額・件数表

このことから藩札は島原藩が使用を禁止していたにもかかわらず、日常的に使用されていたという実態を示すものであったといえる。

三、おわりに

当時の人々は一部とはいえなぜ法要帳というものを作成し、文字を書き残したのだろうか。その理由としては葬送儀礼での葬式組やそれぞれの役割をわかりやすく記し記録に残すことによって、次の仏事に備えて参考となる記録を残すため、後日、仏事や法要の際の参列者の氏名や香典物や供御物などを記録することによって、他人の家で仏法事が行なわれた際の「おかえし」の目安などにするための重要な記録であったということが考えられる。

今回は橋津家の史料を利用し簡単ではあるが史料の紹介並びに簡単な考察を行った。一人の葬式から分析や検討を行うことは困難であるが、橋津家の史料は様々な年齢や時代の人物の葬儀を垣間見ることが出来る。今後はさらに史料を読み込み、また大庄屋についての先行研究なども確認していきたい。

さらに大庄屋を一人の人間として見たときに、葬送儀礼という人生儀礼から浮かび上がる家族構成、親類関係、どのような人物が葬送儀礼に参加していたのかなど、人間関係・村落構造などに焦点をあて研究を行いたいと思う。

註

- ① 『葬送墓制研究集成』は一九七九年に発行される。葬法・葬送儀礼・先祖供養・墓の習俗・墓の歴史の五巻に分けられ諸論文が所収されている。
- ② 右叢書第二巻所収「有賀喜左衛門論文」
- ③ 有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集Ⅲ』未来社、一九六七年
- ④ 吉川弘文館 一九九六年
- ⑤ 岩田書院、二〇〇一年
- ⑥ 後藤重巳『橋津家小史』十七頁「従来の自然村を、地域ごとに統括し、人為的な行政区を設け、その行政区ごとに、「御惣庄屋」と呼ばれる大庄屋を配置し、行政の責任を執らせる仕組み。」とある。詳しくは『宇佐市史 中巻』に記載。
- ⑦ 後藤重巳編『同家文書目録』
- ⑧ 同『橋津家小史』所収系図「喜左衛門正苗の父、喜左衛門正般は、延享二・三年（一七四五・六）頃、父盈貞から家督を相続、三十一年間大庄屋役を勤めたのち、息子の正苗に家督を譲った。恐らく死の直前の安永五年（一七七五）前後のことであったと考えられる。正苗も、その後、三十九年に及び、大庄屋役を勤めた。」とある。
- ⑨ 同『橋津家小史』所収系図「正苗の子正興は、安政三年（一八五六）六月、六十七歳で死去しているから、逆算してその生年は、寛政元年前後となる。かれは、俗名を金十郎と呼んだ」とある。
- ⑩ 別府大学所蔵の表紙を欠失した全百八十葉に及ぶ長帳である。
- ⑪ 後藤重巳編『史学論叢 第七号』「飛地領支配をめぐる問題点」九十頁より「正苗の息子正興が死去した際に招かれた医師が高田組高田町在

住の医師豊田九阜」とあり、橋津家と豊田氏は関係深い、との指摘がある。

- ⑫ 同『橋津家小史』五十七〜五十八頁「橋津家の略系図」より宇佐や猿渡にはそれぞれ近親が散在し、また築城は正苗の妻照の実家があったためそれぞれ使いのものが送られたと考えられる。
- ⑬ 新谷尚紀他編『民俗小事典 死と葬送』五十八頁「告げ人」より
- ⑭ 同『民俗小事典 死と葬送』三八四頁〜三八五頁 この図は栃木県のものなので遠隔地ではあるが参考までに記載した。
- ⑮ 同『民俗小事典 死と葬送』九十二頁「野辺送り」より
- ⑯ 井之口章次編『葬送墓制研究集成 第二巻』に収録されている有賀喜左衛門氏の「不幸音信帳から見た村の生活」二五六頁「香典が金銭を主とするようになれば、米は別としても、その他の穀物・野菜・麺類等はおもはや香典としては見られなくなつて、こうした物は必要だから融通することはその通りでありながら、帳面には記載されなくなる」とある。
- ⑰ 同『葬送墓制研究集成 第二巻』に収録されている有賀喜左衛門氏の「不幸音信帳から見た村の生活」二五六頁より
- ⑱ 同『葬送墓制研究集成 第二巻』に収録されている有賀喜左衛門氏の「不幸音信帳から見た村の生活」二五五頁より。
- ⑲ 後藤重巳他校訂『執腕録』七十二頁「他所銀札遣ひ御差留メ之事」より

参考文献

- ・ 大分県総務部総務課『大分県史』大分県 一九九〇年
- ・ 『宇佐市史 中巻』宇佐市史刊行会 一九七五年
- ・ 渡辺澄夫他編『大分の歴史⑩地誌・民俗』大分合同新聞社 一九七九年
- ・ 井ノ口章次著『日本の葬式』筑摩書房 一九七七年
- ・ 新谷尚紀著『日本人の葬儀』紀伊国屋書店 一九九二年
- ・ 新谷尚紀著『死と人生の民俗学』曜曜社出版 一九九五年
- ・ 大藤修著『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館 一九九五年
- ・ 芳賀登著『葬儀の歴史(増訂版)』雄山閣出版 一九九六年
- ・ 林英一著『民俗と内的「他者」』岩田書院 一九九七年
- ・ 土井卓治著『葬送と墓の民俗』岩田書院 一九九七年
- ・ 森田登代子著『近世商家の儀礼と贈答』岩田書院 二〇〇一年
- ・ 新谷尚紀他編『暮らしの中の民俗学③ 一生』吉川弘文館 二〇〇三年
- ・ 新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典 死と葬送』吉川弘文館 二〇〇五年
- ・ 後藤重巳『大分県地方史二二七号』大分県地方史研究会 一九七八年